

9月5日（火曜日）午前9時30分開議

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第24号 北方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第3 議案第25号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例制定について (総務教育常任委員長報告)
- 第4 議案第26号 北方町道路線の認定について (厚生都市常任委員長報告)
- 第5 議案第27号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについて
(各常任委員長報告)
- 第6 議案第28号 令和5年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについ
て (厚生都市常任委員長報告)
- 第7 議案第29号 令和5年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるにつ
いて (厚生都市常任委員長報告)
- 第8 議案第30号 令和5年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第9 議案第31号 令和5年度北方町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第10 認定第1号 令和4年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 第11 認定第2号 令和4年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 第12 認定第3号 令和4年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 第13 認定第4号 令和4年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 第14 認定第5号 令和4年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
(決算審査特別委員長報告)
- 第15 陳情第1号 帯状疱疹予防ワクチンに関する陳情 (厚生都市常任委員長報告)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで

出席議員 (10名)

1番 石井伸弘

2番 神谷巧

3番 村木俊文
5番 三浦元嗣
7番 安藤哲雄
9番 安藤浩孝

4番 松野由文
6番 杉本真由美
8番 鈴木浩之
10番 井野勝巳

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務危機管理課長	木野村英俊	政策財政課長	浅野浩一
税務課長	濱口晴美	住民保険課長	臼井誠
福祉子ども課長	北中龍一	健康推進課長	横田紀彦
都市環境課長	宮崎資啓	上下水道課長	木野村和明
教育課長	郷展子	会計室長	高崎健一
教育課一貫校 推進室長	各務至	監査委員	横山治

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	高崎明美
議会書記	石崎啓明		

○議長（鈴木浩之君） 改めまして、どなたもおはようございます。

定刻少し前ではありますが、ただいまから令和5年第3回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、5番 三浦元嗣君及び6番 杉本真由美さんを指名します。

日程第2 議案第24号から日程第9 議案第31号まで

○議長（鈴木浩之君） 日程第2、議案第24号から日程第9、議案第31号までを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。また、併せて協議をお願いしました案件について、協議結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

村木俊文君。

○総務教育常任委員長（村木俊文君） それでは、命によりまして、総務教育常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る8月31日に委員会を開催し、審議と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

議案第24号 北方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第27号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

総務費の生活応援商品券配付事業に関して質疑があり、今回の商品券の配付対象者は今年度の非課税世帯3万円給付を利用していない世帯とする。そのため、配付対象者が確定するのは10月中旬となり、実際の商品券の配付は12月初旬の見込みである旨の答弁がありました。

次に、消防費の屋外拡声子局移設工事に関して質疑があり、移設先は間長島公園であり、音声聞きづらくならないよう配慮する旨の答弁がありました。また、Jアラート修繕工事に関して質疑があり、平成26年に更新したパソコン機器などの取替え、修繕であり、今のシステムは自動

起動装置が不調で、月1回程度、手動で立ち上げている状況である。そのため、完全に壊れる前に早期修繕が必要である旨の答弁がありました。

次に、教育費の西小体育館改修等工事に関して質疑があり、西小学校跡地についてはスポーツ少年団などの利用のほか、地域の避難場所としての利用などを見込んでいるため、体育館施設を除く部分を売却する旨の答弁がありました。また、今後の体育館の利用に際しては、耐震などの安全面や空調設備などに配慮してほしい旨の意見や、町民の財産である用地の売却に際しましては鑑定を入れ、その結果を基に、適正な価格で売却に努めてほしい旨の意見がありました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

安藤哲雄君。

○厚生都市常任委員長（安藤哲雄君） 命により、私ども厚生都市常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る8月31日に委員会を開催し、審議と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

まず道路認定。議案第26号 北方町道路線の認定についてであります。

道路の寄附を受け入れるに当たっての基準、当該道路の整備の内容及び同様の事例が発生する見込みについて質疑があり、当該道路はもともと赤道であり、幅員拡幅部分の寄附を受け道路整備を行うものであり、拡幅により町道編入基準を満たすため認定を行うものであること、赤道部分については既に舗装が行われているため、寄附を受ける部分のみの整備となること、赤道を拡幅できるように寄附を受けることはまれな事例である旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳出について、民生費の保育園費において公私連携保育法人への派遣保育士給与等負担金に関連して、派遣保育士の目的、給与等の負担割合、配置先について質疑があり、北方町の保育業務の引継ぎのほか、保育士の数に余裕を持たせる目的があること、負担の割合については、給与、通勤手当、社会保険料の事業者負担分全て北方町が負担するが、公務災害については対象外となるため相手方負担であること、配置先について、規模としては南保育園であるが、来年度の人事異動も考慮し、検討していきたい旨の答弁がありました。

衛生費の子育て世代包括支援センター費の出産・子育て応援ギフト事業に関連し、交付金から委託料に変更した経緯や増額について質疑があり、これまで現金給付だった出産・子育て応援交付金を10月から電子クーポンでの支給へ移行するための予算の組替えであること、実績により40名分ほど予算不足になる懸念があるための増額である旨の答弁がありました。

次に、議案第28号 令和5年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 令和5年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 令和5年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 令和5年度北方町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第24号 北方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号 北方町道路線の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第28号 令和5年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号 令和5年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号 令和5年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについての委員長

報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号 令和5年度北方町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 認定第1号から日程第13 認定第4号まで

○議長（鈴木浩之君） 日程第10、認定第1号から日程第13、認定第4号までを一括議題とします。
代表監査委員から、決算審査の意見を求めます。

横山監査委員。

○監査委員（横山 治君） 監査報告、令和4年度北方町一般会計と各特別会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

地方自治法の規定によりまして、審査に付されました決算書類、基金の運用書類につきまして、下水道事業特別会計は6月28日、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計は7月26日、一般会計は8月2日から8月4日まで、井野勝已議員と各会計帳簿、証書類との照合と関係職員からの説明をいただき、慎重に実施いたしました。

その結果、一般会計と各特別会計歳入歳出決算書及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、係数が正確で適正であると認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても正確で適正であると認めました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 付託しました案件について、決算審査特別委員会における審査の経過並び

に結果の報告を求めます。

決算審査特別委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○決算審査特別委員長（松野由文君） おはようございます。

それでは、命によりまして、私ども決算審査特別委員会に付託されました案件につきまして、去る9月1日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

認定第1号 令和4年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳出について、総務費の地域イントラネットシステム機器に関して質疑があり、イントラネット網の範囲は町内の公共施設全体であり、今回の機器更新業務は主にサーバー機器の入替えであった旨の答弁がありました。

次に、町内タクシー助成事業に関して質疑があり、新規利用者だけでなく継続して利用する方も多い、今後も町内のみの短距離だからとタクシードライバーに敬遠されないよう、業者を指導していきたい旨の答弁がありました。

次に、民生費の介護予防事業の現況などについて質疑があり、例えば、げんき貯筋教室は通所型サービス支援の事業であり、以前の元気はつらつ教室とは活動内容や参加可能人員などが違うため簡単に経年比較はできないが、毎年、利用者のニーズに合わせて教室を計画し、実施している旨の答弁がありました。

次に、障害児通所給付に要した経費が増加していることについて質疑があり、経費の負担割合は国2分の1、県4分の1で、町負担は4分の1である。特に、放課後等デイサービスの利用が増えてきており、利用実績に応じた町負担はやむを得ない旨の答弁がありました。

次に、子ども館の利用実績に関して質疑があり、昨年度はコロナの影響により一部遊具を利用停止としていたことや保護者や子供が利用を控える傾向にあったが、今年度はコロナの影響も薄れて、利用者は回復見込みである旨の答弁がありました。

次に、土木費の交通安全施設の新設に関して質疑があり、現況調査の結果、カーブミラーが不要となった箇所が6か所あり、それを新たに必要な箇所に移設することで対応している。今後も住民要望なども踏まえて、適切に対応していきたい旨の答弁がありました。

次に、天王川かわまちづくり河川広場に関して質疑があり、雑草が生い茂るなど利用しづらい状況にあるため、今後適切な管理を心がけたい旨の答弁がありました。

次に、教育費のiPad修繕に関して質疑があり、修繕台数は増加傾向にあり、1台当たりの修繕料も高額になってきている。また、昨年度の故障台数は38台で、学校、家庭、どちらの利用の際にも発生しており、機器自体の不具合によるものは二、三件程度であった旨の答弁がありました。

次に、歳入歳出の繰越額が増えていることについて質疑があり、主にコロナの影響による臨時的経費の増加やイベントの中止などによる予算不執行など、特殊な事情の影響による旨の答弁が

ありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和4年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和4年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和4年度北方町上水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

工作物について、直径200ミリの下水管が減少し、直径150ミリの下水管が増えている理由について質疑があり、旧美濃北方駅周辺の開発事業の際に、今後の住宅地としての利用見込みなどを勘案して適切な口径の下水管に切り替えた旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 暫時休憩します。

休憩 午前9時51分

再開 午前9時51分

○議長（鈴木浩之君） 再開します。

○決算審査特別委員長（松野由文君） 最後のところでちょっと、認定第4号の令和4年度北方町下水道事業ということで、訂正をお願いいたします。

○議長（鈴木浩之君） 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

認定第1号 令和4年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号 令和4年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号 令和4年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号 令和4年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14 認定第5号

○議長（鈴木浩之君） 日程第14、認定第5号 令和4年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

代表監査委員から、決算審査の意見を求めます。

横山監査委員。

○監査委員（横山 治君） 令和4年度北方町上水道事業会計決算につきまして、監査報告をいた

します。

地方公営企業法の規定によりまして、審査に付されました決算書類につきまして、6月27日に井野勝巳議員と会計帳簿、証書類との照合と関係職員からの説明をいただき、慎重に実施いたしました。

その結果、決算書類は関係法令に準拠して作成されており、計数は正確で経営成績と財政状況を適正に表示していると認めました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 付託しました案件について、決算審査特別委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

決算審査特別委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○決算審査特別委員長（松野由文君） 御報告します。私ども、決算審査特別委員会に付託されました認定第5号 令和4年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

水源地のガスタービン発電機に関して質疑があり、発電機は停電の際に非常電源として使用するのでA重油を燃料としており、6時間の使用が可能である旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

認定第5号 令和4年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第15 陳情第1号

○議長（鈴木浩之君） 日程第15、陳情第1号 帯状疱疹予防ワクチンに関する陳情を議題とします。

委員長の報告を求めます。

厚生都市常任委員長 安藤哲雄君。

○厚生都市常任委員長（安藤哲雄君） それでは、命により、私ども厚生都市常任委員会に付託されました陳情第1号につきまして、去る8月31日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

陳情第1号 带状疱疹予防ワクチンに関する陳情についてであります。

意見の中では、高齢者の健康維持、係る医療費の抑制を図るため採択とすべきとする意見や、町の方針が行わないと表明されていることから不採択とすべきとする意見があり、採決の結果、採択すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 委員長報告に対する質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

松野議員。

○4番（松野由文君） それでは、私のほうからお話させていただきます。

私は、带状疱疹予防ワクチンに関する陳情について、不採択にすべきとの立場から討論をさせていただきます。

带状疱疹につきましては、激しい痛みを伴い、後遺症も問題視されている疾患であることは報道によって全国的に知られていることであり、私自身も罹患してその痛みを経験している一人であります。

ワクチン自体は多くの方に打っていただきたいというのが私の思うところであります。であればこそ、全国的な問題として国が対策をすべきであると考えています。

今回の陳情は、各自治体に助成制度を求めるものであります。町は、過去の一般質問で、国や県、他市町の動向を見ながら検討していくと回答しており、ワクチン助成を進めるにはまず国や県が積極的になることが必要不可欠との判断から、町に対策を求めている今回の陳情については不採択とすべきと考えます。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願いを申し上げ、私の討論といたします。

○議長（鈴木浩之君） ほかに討論ありますか。

安藤浩孝議員。

○9番（安藤浩孝君） それでは、私、带状疱疹予防ワクチンに関する陳情について、採択の賛成討論とさせていただきたいと思えます。

带状疱疹は、私たち全ての人に発症リスクを持つ疾患で、日本での疫学調査では50歳を過ぎた頃から急増し、80歳までに3人に1人が発症するとしております。発症すると眠れないほどの激しい痛みを伴い、数か月続く症状も見られ、その後も後遺症が残り、日常生活にも深刻な影響を及ぼすとされています。それに関わる直接的な医療費は1人当たり平均6万2,000円ほどとされ

ており、また後遺症が残った場合は平均で12万7,000円と大変高額な医療費になると言われております。

それらから町民の健康を守る高齢者の健康維持の推進や医療費の抑制などの取組が私は必要というふうに考えております。また、この予防ワクチンの助成が、今、県内市町で実施をされてきております。本町の隣接の周辺市町の本巢市、瑞穂市、岐南町、大野町など既に実施をされてきております。

そのようなことから、本町においても带状疱疹ワクチン助成実施への取組を私はすべきものと考えております。よって、带状疱疹予防ワクチンに関する陳情について、採択すべきものであると賛成討論をいたします。以上です。

○議長（鈴木浩之君） そのほか、討論はありますか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

陳情第1号に対する委員長報告は採択です。

陳情第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木浩之君） どうぞ着席してください。

起立多数です。したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

以上で本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

今定例会に提案をさせていただきました議案に対しましては、全てにおきまして適切な御決定をいただきました。誠にありがとうございました。

また、委員会や一般質問等におきまして指摘されましたことにつきましては、今後の行政運営に活かしてまいりたいと思っております。

さて、議員の皆さんにおかれましては、来る9月25日をもちまして4年間の任期満了を迎えることとなります。振り返りますと、令和2年からは世界的な新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機に直面し、3か月にも及んだ学校閉鎖をはじめ、様々な行事やイベントの中止、公共施設の閉館など、経験のない対応を余儀なくされました。

その一方で、ワクチン接種や国の緊急経済支援策と併せて、本町としては独自に行いましたプレミアム商品券事業、生活応援事業、上下水道料金の減免、給食食材の補填など、様々な形で町民の経済的支援などコロナ対策事業を着実に進めることができました。

また、このような中、町の一大事業として長期にわたって取り組んできました南東部開発事業は、議会の御理解と御協力を得ながら無事完工することができました。イオン本体の開業は令和

7年の春先と伺ってはおりますが、まだまだ流動的なようであります。いずれにしても、町にふさわしい店舗となることを期待し、これからは静観をしていきたいと思っているところであります。

また、5年を要した学園構想は、おかげさまで、この4月、開校開園ができました。成果はいましばらく先と考えますが、学園のよさが徐々に見られるようになってきたということでありま。今後も、子供たちの教育環境の充実に向けて、さらに力を注いでいきたいと考えているところであります。

ほかに、議員皆様と共に実現してきた政策は多々ありますが、人と人、地域のつながりを大切にしながら、快適で便利、穏やかで幸せに暮らせるまちづくりを進めてこられたことは、ひとえに皆様の御理解のたまものと深く感謝をしているところであります。今後におきましても、「住みこちナンバーワンの町」として、さらに発展させていきたいと考えます。御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いをいたしたいと思ひます。

結びになりますが、議員選挙の告示まで残すところ1週間となりました。この4年間の皆さんの御尽力に感謝を申し上げますとともに、引き続き立候補される議員方々におかれましては晴れて当選の花を咲かされますことを御祈念申し上げ、また御勇退される議員におかれましては今後も変わらぬ御指導と御支援、御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

まだまだ暑い日が続くと予想されております。どうぞ健康には十分御留意いただき、さらなる活躍をされますよう御期待を申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（鈴木浩之君） ありがとうございます。

○議長（鈴木浩之君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

令和5年第3回北方町議会定例会を閉会します。大変御苦労さまでした。

閉会 午前10時08分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年9月5日

議 長 鈴木 浩 之

署 名 議 員 三 浦 元 嗣

署 名 議 員 杉 本 真由美